

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	水道法	根拠条項	10-1	資料番号	2-1	担当課	都市整備課
				許認可等の内容		水道事業内容の変更の認可	
水道法 (昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号) (事業の変更) 第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。 2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。 (施設基準) 第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成十二年二月二十三日号外厚生省令第十五号) による。							

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号		2-2	担当課	都市整備課
法令名	水道法	根拠条項	10-1	許認可等の内容	水道事業内容の変更の認可	
水道法 (昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号) (認可基準)						
第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。						
一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。						
二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。						
三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。						
四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。						
五 供給条件が第十四条第四項各号に規定する要件に適合すること。						
六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。						
七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。						
2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。						
(附款)						
第九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。						
2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	水道法	根拠条項	10-1	資料番号	2-3	担当課	都市整備課
				許認可等の内容		水道事業内容の変更の認可	
水道法施行規則（昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号） （法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目） 第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。 第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 二 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。 三 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 四 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 七 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。 八 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 九 水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。 十 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占有の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占有の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用权の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。							